

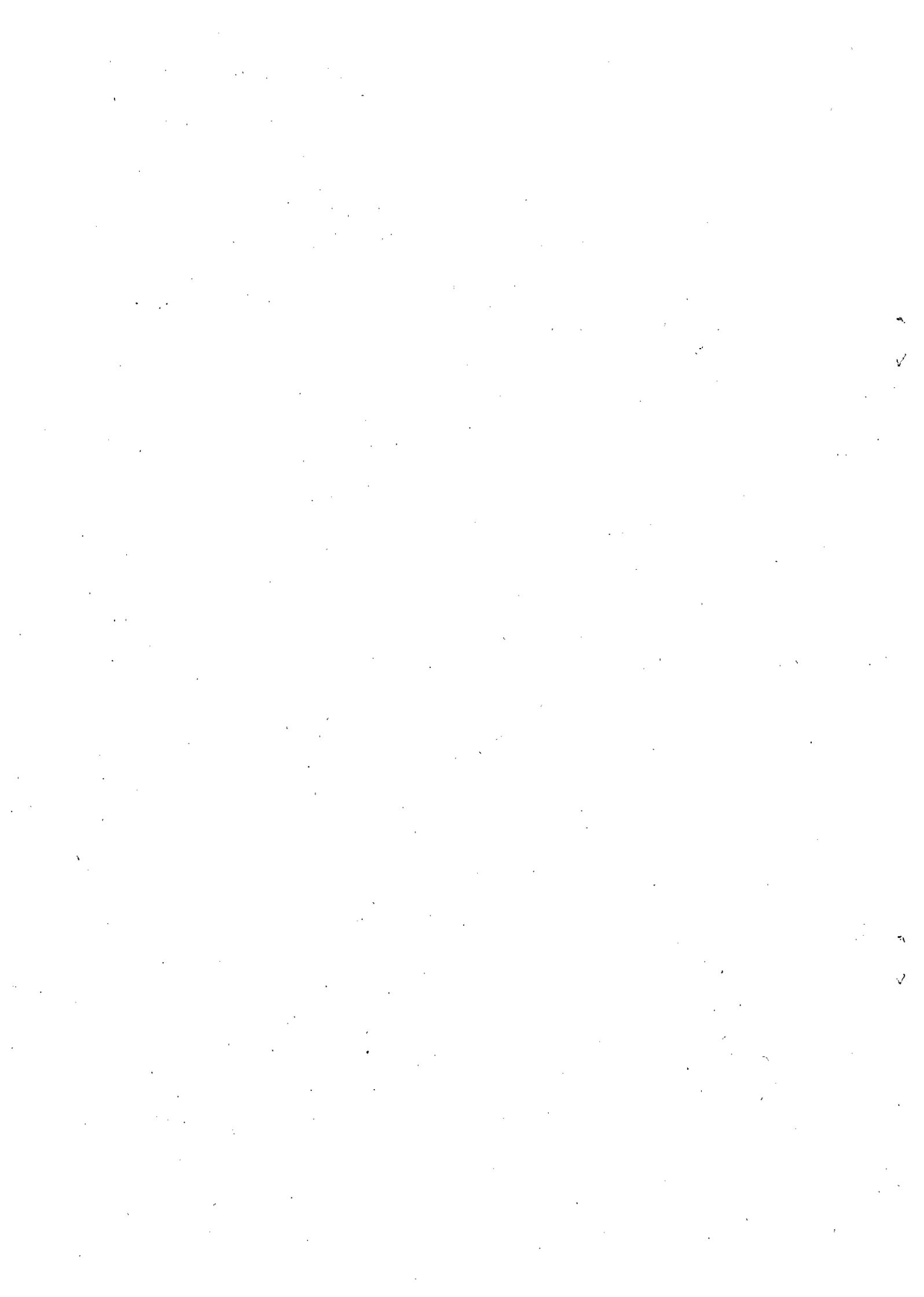
福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年3月17日)

〔件 名〕

- 1 「次期とっとり環境イニシアティブプラン（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（第3期）の指定について
(環境立県推進課)・・・3
- 3 「第8次鳥取県廃棄物処理計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
(循環型社会推進課)・・・4
- 4 「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・5
- 5 空き家利活用促進に向けた「シェアハウス」に係る規制緩和について
(住まいまちづくり課)・・・6

生活環境部



「次期とっとり環境イニシアティブプラン（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年 3月17日

環境立県推進課

本県の環境の保全及び創造に関する施策の基本計画である『鳥取県環境基本計画（計画期間：H23～H32）』の実行計画である第2期『とっとり環境イニシアティブプラン』の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年2月24日（水）から3月7日（月）まで（13日間実施）
- (2) 応募方法：各総合事務所、東部生活環境事務所、県立図書館、市町村役場でのチラシ配架
新聞広告の掲載（2/28付日本海新聞）、県ホームページ（とりネット）への掲載
鳥取県地球温暖化防止活動推進センターのFacebook、メーリングリストによる拡散

2 応募結果

意見総数：39件（7人）

3 主な意見と計画への反映状況

反映状況	件数	主な意見
意見を受け反映	1件	・自然保護ボランティア登録者の目標数値が低く、PRがなっていない。もっと増やすべき。 ⇒ 目標数値を見直し(150人→180人)
既に盛り込み済み	19件	・地熱・バイオマスを増やしていくべき。 ・教育での実践的な環境活動を推進すべき。 ・県民との協働を実践し、4R社会を広げていくべき。
今後の事業実施の中で検討	4件	○エネルギーシフト ・「地域活性化は電力の自立から」を柱に市町村等とエネルギーの自立を推進してはどうか。 ○環境実践 ・公募した鳥取の未来像を紙芝居等にして環境教育のツールにしては？ ・自動車の効率的な使用促進と公共交通の更なる利用促進を図るべき。 ○循環社会 ・紙おむつペレットの原料確保と効率的な回収策を検討すべき。
対応困難	1件	・自前のLNG発電所(25万kW～50万kW)を新設し自給率向上を図るべき。 〔 ⇒ 自給率は向上するが温室効果ガスの削減に繋がらず、計画期間中の実施も困難である。〕
その他・参考意見	14件	・メタンハイドレートによる発電を視野にいれた活用の受け皿づくりをすべき。 ・公民館講座の科目に「地球温暖化防止」を必須化すべき。 ・小学校から高校までの間にごみを拾うなどのボランティア参加を徹底すべき。 ・CO2排出量ゼロに向け、2050年までに2010年比半減を目標に設定してはどうか。
合計	39件	

4 今後の予定

パブリックコメント等で頂いた意見を踏まえ、最終案を作成し、環境審議会の答申を経て策定する。

【参考】 第2期とっとり環境イニシアティブプラン（案）の概要

- 1 内 容：鳥取県環境基本計画（計画期間：H23～H32）において示した目指すべき将来の姿を実現するため、具体的に推進する施策や数値目標を記載した実行計画
 - 2 計画期間：平成27年度～平成30年度（4年間）
 - 3 根 拠：鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（第9条）
 - 4 施策体系：基本計画で示した6項目の基本的方向性のもと、各種施策を展開
 - ①「エネルギーの率先的な取組み」、②「環境実践の展開」、③「循環社会の実現」
 - ④「自然共生」、⑤「安全・安心な生活環境」、⑥「景観・快適さ」
 - 5 その他：地球温暖化対策の推進に関する法律で規定される「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び鳥取県地球温暖化対策条例に規定される「対策計画」として位置付け、温室効果ガスの総排出量及び吸収量の目標値を盛り込む。
- 6 主な内容（主要項目）
- (1) エネルギーシフト
 - 再生可能エネルギーの導入加速…再生可能エネルギー導入支援、バイオマス・地熱の熱利用促進
 - 地域エネルギー社会の構築 …マイコグリップモデルの構築、地域エネルギー事業の確立、担い手育成
 - エネルギー資源多様化の促進 …既存設備の高度化と転換、新たなエネルギー源の導入検討
 - 新たなエネルギー環境の整備 …新たなエネルギー技術の開発促進と普及啓発、技術者養成
 - (2) 環境実践
 - 環境教育・学習の推進…TEASの普及促進、こどもエコクラブ、環境学習アドバザーの活用
 - 省エネの推進 …人材育成、省エネ診断の普及、LED化の推進、省エネ活動の徹底
 - 社会システムの転換 …バイクシェアの推進、EV・PHVタウンの推進、水素エネルギーの推進
 - (3) 循環社会
 - 4R社会の実現 …食品ロスの削減、焼却灰の再資源化
 - 廃棄物の適正処理体制の確立…不適切な使用済物品回収に対する監視指導の強化
 - リサイクル産業の振興 …本県の特徴あるリサイクル施設の推進と県外・海外への事業展開支援
 - 低炭素社会との調和 …廃棄物の排出抑制、廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進
 - (4) 自然共生
 - 人と自然のふれあいの確保 …自然公園の利用促進、自然の魅力を活用した地域づくり
 - 生物多様性・健全な自然生態系の保全 …生物多様性戦略の策定と推進、野生生物の保護と管理
 - 三大湖沼の浄化と利活用の推進 …中海、東郷池、湖山池の水質浄化と利活用の推進
 - 農地、森林等が持つ環境保全機能の回復 …有機・特裁農産物の総合的な支援、県産材利用の促進、森林整備の推進
 - (5) 温室効果ガスの削減目標
 - 2018年（平成30年度）に2013年（平成25年度）比10%削減
 - 2030年（平成42年度）の長期目標として、2013年比27%削減

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（第3期）の指定について

平成28年3月17日

環境立県推進課

本県では、地球温暖化対策の普及啓発や人材育成等を行うことを目的に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）」を指定しており、平成28年4月1日からの3年間を第3期として、指定を希望する団体を公募したところである。

この公募に対し、NPO法人「ECOフューチャーとっとり」から申請があり、指定審査会による審査の結果、指定団体として適当であると判断された。

この審査結果を踏まえ、平成28年3月11日付けで同団体を指定したので、その概要を報告する。

1 センター指定の概要

指定法人	[名称] 特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり [代表者] 理事長 岡崎 誠（公立鳥取環境大学教授） [所在地] 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
指定期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日（3か年度）

※指定団体は、第1期（H22.6.18～H25.3.31）及び第2期（H25.4.1～H28.3.31）と同じ

2 センター活動計画

地球温暖化防止活動推進員（地域で地球温暖化対策の普及啓発等を行う人材として県が委嘱した者）と連携した家庭の省エネ・再エネ促進に新たに取り組むため、市町村との連携をこれまで以上に強化するほか、地球温暖化対策として以下の活動に取り組む。

啓発・広報	・新聞等のメディア、SNS等の電子媒体、リーフレット等の紙媒体等を活用した情報提供 ・講演、イベント等での啓発・広報
民間団体等の活動支援	・地球温暖化防止活動推進員の養成 ※全市町村配置に向け、取組を強化する。 ・民間団体や事業所への助言や支援
温暖化対策への相談・助言	・温室効果ガス等に関する助言のための窓口の設置 ・家庭エコ診断ソフトや県内外の専門家等と連携した家庭や事業所への省エネアドバイス
環境教育	・とっとり環境教育・学習アドバイザーの支援 ・子どもを対象に取り組む環境教育による幼児・児童を通じた家庭への働きかけ

<参考>地球温暖化防止活動推進センターの概要等

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、都道府県知事等は、地球温暖化対策の普及啓発や人材育成等を行うことを目的に、一般社団法人・一般財団法人又は特定非営利活動法人を「地球温暖化防止活動推進センター」として指定することができる」と規定されている。（第24条）
- 平成28年3月現在、全ての都道府県と8市の計55地域がセンターを指定している。

「第8次鳥取県廃棄物処理計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年3月17日
循環型社会推進課

平成30年度を目標年度とする「第8次鳥取県廃棄物処理計画」の策定に向けて実施したパブリックコメントの結果を報告する。

〔鳥取県廃棄物処理計画について〕

廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、今後の廃棄物処理等に関する基本的事項について定め、「ごみゼロ社会を目指した4R実践の地域づくり」を基本理念として、より一層の循環型社会づくりの取組を進めるもの。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年2月19日（金）から3月4日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁県民課や総合事務所等設置の意見箱、市町村役場窓口

2 応募結果

意見総数：28件（個人：4名、13件、市町村：12市町村等、15件）

3 主な意見と計画への反映状況

主な意見	計画への反映状況
<p>【基本方針関係】</p> <p>○ 「4R社会の実現」と「ごみの発生抑制につながる3R」の対比が分かりづらい。 ※4R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用） ※3R：リフューズ、リデュース、リユース</p>	<p>イメージ図を追記し、「4R」とごみの発生抑制につながる「3R」の違いを明確にした。</p>
<p>【目標関係】</p> <p>○ 目標値設定が少し厳しく、達成可能な数値なのか分かりにくいので、目標値の根拠の説明があるとよい。</p>	<p>目標値設定の考え方を明記した。</p>
<p>【取組（施策）関係】</p> <p>○ 「リユース食器への転換」は大賛成。ただし、利用金額が高いので、利用促進を図るためには補助金も必要。</p>	<p>個別の予算内容まで計画に記載することは馴染まないため、修正は加えない。なお、リユース食器の普及を含めた補助制度は、H28年度予算においても措置している。</p>
<p>○ 「機密文書のリサイクルの推進」はリサイクルに持って行っても安全であるという県からの指導が必要。</p>	<p>施策遂行上の留意事項のため計画には記載しないが、機密文書リサイクルの取組を進める中で安全性も含めた情報提供を行う。</p>
<p>○ 食品ロスについては、現在の大量消費社会の中で効果のある抑制は難しい。改善できる方向は、食品残さのリサイクルと考える。</p>	<p>食品ロスの削減は実態調査の結果を踏まえた重要な課題であるため、原案のとおりとした。（なお、食品残さの削減については記載済。）</p>
<p>○ 小型家電の回収場所を増やしていくことも課題。</p>	<p>実施市町村の拡大に加え、回収場所の拡大も追記した。</p>
<p>○ 水銀による環境の汚染の防止に関して、鳥取県は今後どのように対応されるのか、お示しいただきたい。</p>	<p>廃水銀等が特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に指定される等、国において対策が強化されているところであり、県としても、関係法令改正の周知徹底や排出事業者・処理業者等に対する適切な指導を進めていくこととしており、その旨追記した。</p>
<p>○ 災害廃棄物処理に関する協定が締結されていることから、廃棄物処理業者の役割として、災害廃棄物の処理に関する事項を記載するよう検討してほしい。</p>	<p>廃棄物処理業者の役割として「非常災害時の廃棄物の適正処理への協力」を追記した。</p>

4 今後の予定

パブリックコメント等でいただいた意見を踏まえ、最終案を作成し、環境審議会の答申を経て策定する。

「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年3月17日
くらしの安心推進課

「平成28年度鳥取県食品衛生監視指導計画」の策定に向けて実施したパブリックコメントの結果を報告する。

〔鳥取県食品衛生監視指導計画について〕

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るもの。（食品衛生法第24条に基づき毎年度策定）

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年2月8日（月）から2月29日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

意見総数：17件（10名）
年代：30歳代 1名、40歳代 3名、50歳代 4名、その他不明

3 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
<p>■保育所等の許可不要業種の数がとても多いが、年1回の監視対象になっており安心した。規模が小さいところほど衛生管理がおろそかになっていると考えられるので、食事を提供する施設には立入検査をしてほしい。</p>	<p>■保育所などの給食施設については、従来から小規模であっても年1回の立入検査を実施しており、引き続き監視指導を行うことで食の安全性確保に努める。</p>
<p>■食品偽装が本県でも発覚し、食品偽装の監視指導を抜き打ちで厳しくやってもらいたい。</p>	<p>■産地表示に関する指導を重点監視事項に追加した。衛生面の監視と併せて食品表示の監視を厳正に行う。</p>
<p>■食品等収去検査について、抜き打ちで検査しないと正確さにかけるのではと感じた。</p>	<p>■食品工場や販売店で食品を採取する収去検査は、原則として抜き打ちで実施しており、引き続き適正な検査に努める。</p>
<p>■赤パイ（貝）に毒があるという知識がなかったので、勉強会などでとりあげたら面白そうだった。</p>	<p>■赤パイ等の自然毒による食中毒についても、リーフレット等を作成し、講習会などで県民に対する啓発を行う。</p>
<p>■消費者への啓発、教育等が今後は重要になってくる。消費者への啓発、自立を促す食品衛生教育（特に教育現場）に比重をおくことを望む。</p>	<p>■現在、食の安全モニターの委嘱、講習会の実施等の消費者教育を実施しているが、今後は教育関係者への講習会の実施を検討する。</p>
<p>■衛生管理等をしっかりと行っている事業者の公表をしてほしい。</p>	<p>■国際的に推奨されている HACCP による衛生管理を行い県の認定を受けた施設を、鳥取県 HACCP 適合施設としてホームページ等で公表しており、リーフレット等も作成し一層の情報発信に努める。</p>

4 今後のスケジュール

3月23日 「鳥取県食の安全推進会議」において最終案の検討
3月末 策定・公表

空き家利活用促進に向けた「シェアハウス」に係る規制緩和について

平成28年3月17日
住まいまちづくり課

空き家利活用の促進に向けた規制緩和の一環として、既存の住宅をシェアハウスとして利活用する場合における建築基準法上の取扱いについて、関係者・関係機関と協議した結果、一定の要件を満たす場合「住宅」として取り扱うこととしたので、その概要を報告する。

1. 現状

- 一般的に既存住宅を用途変更してシェアハウスやゲストハウスとして利活用する場合、現行の法令規制が厳しく、活用を断念せざるを得ない場合があるため、リノベーション等に取り組む活動者から規制緩和を望む声がある。

【利活用において課題となる主な建築基準法の規定】※住宅(2階建、200㎡以下程度)の用途変更を想定

改修を要するもの	<ul style="list-style-type: none"> 防火間仕切り壁の設置 非常用照明設備の設置 火気使用室内の内装制限 階段の段の大きさ等
立地を制限するもの	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路の幅員が4m以上であること

(参考) 耐震等建物構造に係る規定は構造上不利な改造をしない限りは既存不適格扱いが可能

2. シェアハウスに係る建築基準法上の取扱い方針(4/1から運用予定)

- 民泊、ゲストハウスに係る規制は国の規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、旅館業法の改正や農家民泊の扱いの見直しが予定され、併せて建築基準法の取扱いの緩和も見込まれるが、シェアハウスに係る緩和は現時点で検討されていない状況。
- シェアハウスは若者を中心に空き家を利活用する事例が増えており、移住定住や未利用資産活用にもメリットがあることから鳥取県独自に緩和策を検討してきた。
- リノベーション実践者や関係機関と協議・検討を行い、既存住宅を利用したシェアハウスについては、グループホームの取扱い(平成25年2月県策定)と同様に一定規模・要件のものを「住宅」と扱い、これを満たさない場合は「寄宿舍」として取り扱うこととする。

シェアハウスの取扱い	【参考】グループホームの取扱い (平成25年2月県策定)
(1) 建築基準法上適法(既存不適格を含む)な「住宅」と同等であること。 (2) 階数が2以下であること。(地階を有しないこと。) (3) <u>原則として延べ面積が200㎡未満であること。ただし、建物の周囲に広い空地があるなど安全上、防火上及び衛生上支障が無いと認められる場合は300㎡未満とする。(別棟を除く。)</u> (4) 構造耐力の低下を招く恐れのない計画であること。 (5) <u>住宅内で火気を使用する場合は、自動消火装置等の安全機能を備えた機器を使用すること。</u> (6) 入居者が建築物内の各居室から敷地外に安全に避難できる経路が確保されていること。 (7) 定員が7人を超えないこと。 (8) 既存の浄化槽がある場合、定員が処理対象人員を超えないこと。 (9) <u>一の部屋の中を間仕切り等により区切り、各居住者の就寝室とするような空間構成としないこと。ただし、各就寝室が全ての法規定を満足する場合はこの限りで無い。</u> ※間仕切り等には、天井に達していない間仕切り、凸凹を付けて空間を上下に区画するもの、壁・床・天井により二段に区画された空間を設けるものを含む。 (10) <u>開設にあたっては、事前に特定行政庁に計画の届け出をし、前号までの規定に適合していることの確認を受けること。</u>	(1) 建築基準法上適法(既存不適格を含む)な「住宅」と同等であること。 (2) 階数が2以下であること。(地階を有しないこと。) (3) 延べ面積が200㎡未満であること。(別棟を除く。) (4) 構造耐力の低下を招く恐れのない計画であること。 (5) <u>全室(非居室を含む)で火気の使用がないこと。</u> (6) 入居者が建築物内の各居室から敷地外に安全に避難できる経路が確保されていること。 (7) 定員が7人を超えないこと。 (8) 既存の浄化槽がある場合、定員が処理対象人員を超えないこと。 (9) の要件について ・違法貸しルーム(脱法ハウス)のような劣悪な状況の防止を目的とするもの (10) の要件について ・住宅と扱う場合、確認申請等の法的な確認行為が無くなることへ対応するためのもの ※グループホームは開設時に福祉部局への認可申請があり、その時点でチェック可能